

平成29年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成29年12月21日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第62号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
 - 議案第63号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - 議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について
 - 議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
 - 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
 - 議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
 - 議案第70号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
 - 議案第71号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
 - 議案第73号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第74号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
 - 議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
 - 議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）
 - 議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）
 - 議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
 - 議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
 - 議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
 - 陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
 - 陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情

陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情

(日程追加)

日程第2 議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について

(日程追加)

日程第3 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について

(日程追加)

日程第4 報告第9号 専決処分ゝ報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおりに

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	神谷美百合
総合政策	グループリーダー	野口恒夫
人事	グループリーダー	杉浦崇臣
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	山本時雄
財務	グループリーダー	岡島正明

市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐島啓一
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
子ども未来部長	中村孝徳
子ども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	杉浦嘉彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事に入る前に、去る12月7日に逝去されました故杉浦敏和議員に対し、弔意を表するため、高浜市議会を代表して、柴田耕一副議長より追悼演説を行います。

7番、柴田耕一議員。

〔7番 柴田耕一 登壇〕

○7番（柴田耕一） 去る平成29年12月7日に御逝去されました故杉浦敏和議員を悼み、議員一同を代表し、ここに謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

杉浦敏和さんは、昭和23年11月22日に地元高取でお生まれになり、若いころから自動車関連企業にお勤めになってこれ、大変なカーマニアとしても知られておりました。

平成19年4月に、地元住民の皆様方の熱い御推挙を受けられて、高浜市議会議員に初当選されて以来、3期にわたり連続で当選を果たされ、その間、副議長に二度、議長に一度就任されるなど、数々の要職につかれ、常に先頭に立って、情熱を持って務めてこられました。

また、地域に目を向けますと、地元町内会の活動を初め、高取まちづくり協議会、NPOたかはま清流会、水明会、悠遊会、神楽山ホテル会など、地域活動に大変熱心に取り組んでこれ、地域の信望も大変厚いものがございました。

その高い識見と、行動力を遺憾なく発揮され、高浜市政の発展と議会改革の推進に大きく貢献され、その熱意と偉大な功績に敬意を表するものであります。

市役所が新庁舎に生まれ変わり、新しい議場での初代議長として、本年第1回の臨時会において、真新しい議長席で議事のとり回しをされたのが、ついこの間のことのように思い出されます。また、さきの9月定例会では、質問席に立って、精力的に一般質問を行っていたあなたの姿が、まぶたの裏に浮かんでまいります。

人の世の常とは申せ、今さらながら惜別の感にたえません。熱心な中にも、いつも優しい笑顔で、とても誠実、温厚なお人柄でありました敏和さん。もう再びお会いすることはできませんが、どうか、高浜市政に携わる我々の胸にいつまでも生き、高浜市の発展と地方自治の進展を見守ってくださるようお願いいたします。

今、ここに、杉浦敏和議員の生前をしのび、心から御冥福をお祈りするとともに、高浜市並びに高浜市議会のさらなる発展をお誓い申し上げまして、追悼の言葉といたします。

敏和さん、本当にありがとうございました。

平成29年12月21日。高浜市議会副議長 柴田耕一。

〔7番 柴田耕一 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これにて追悼演説を終わります。御遺族の方は御退席いただいて結構です。

次に、12月8日及び12月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

初めに、12月8日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

議員提案いたします議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正についての取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

続いて、12月14日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、報告第9号 専決処分の報告についてが追加提出され、説明を受けた後、その取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、議案第85号については、上程、説明、質疑、討論、採決を行い、報告第9号については、報告、説明を受けることに決定いたしました。

皆さんの御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、報告第9号 専決処分の報告について、以上議案2件、報告1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、黒川美克議員。

〔総務建設委員長 黒川美克 登壇〕

○総務建設委員長（黒川美克） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせ

ていただきます。

去る12月12日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託されました議案8件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第62号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第63号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）、議案第70号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）、議案第71号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）、議案第73号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、議案第74号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）、議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）、以上8議案については、いずれも質疑ありませんでした。

次に、陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、項目の中に「国保の改善」とあるが、一般会計からの繰り入れは、無条件、無秩序に行うものではなく、一定のルールを定めて実施するものであり、単に保険税を引き下げのために法定外の繰り入れを行うという考えはよくないと思うので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、陳情の趣旨の中に、「社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています」という表現があるが、地域丸投げということはなく、表現も曖昧で違和感を覚える。また、国保について、「減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください」、「一般会計からの繰入額を増やしてください」とあるが、今後の高浜市の方針として好ましくないと考えるので反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第62号、議案第63号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第78号、以上8議案については、いずれも挙手全員により原案可決。

次に、陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情は、挙手なしにより不採択。

以上が、総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 黒川美克 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、小嶋克文議員。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月13日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案16件、陳情2件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について、議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、9月に補正で出された教室の不足に関連していると思うが、9月の定例会に出さずに、なぜ12月に出したのかとの問いに、本来であれば、改修工事費の補正予算とセットで上程すべきでありましたが、改正の手続を見落としていたため、工事が本格的に始まる前のこのタイミングで上程させていただいたとの答弁でした。

議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、委員より、この改正に伴う授業料への影響はとの問いに、減免額を規定している現在の条例上の別表を現行のまま規則で規定することになります。今回の改正では、特に影響はないとの答弁でした。

議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、LPWAネットワーク実証モデル事業説明会等の事業内容について、住民の税を投入して、事業として見返りがあるのか理解できないとの問いに、東京にも大阪にも名古屋にもないLPWAを高浜市が先行導入することにより、ICTの関連企業が高浜市に来ていただけるのではないかと。いずれは本市の基幹産業に発展する期待が持てるとの答弁。

同委員より、市場として本当にやってくれる民間の企業が出てくるのか、高浜市に対してどういう形でメリットを還元してくれるのかという問いに、先行者利益を出したいということで他の市町村よりも先駆けてまずやりたいということです。現在、人工知能だとかIoTの関係においては、従業員が数十人から100人足らずの小さい企業であっても、高収益を出す企業がどんどん生まれている。そのような企業にまずもって実験的にやっていただいて、このまちで事業を起こしていただければ幸いですと思っているとの答弁でした。

委員より、51ページの働き方改革セミナー等開催支援業務委託料40万円が計上されているが、どのような内容かとの問いに、人工知能、ICTを活用した行政サービスのあり方について、主に職員を対象に実施していきたいとの答弁でした。

同委員より、61ページ、地域医療振興事業、公有財産購入費1億306万4,000円計上されている

が、図面の左側にある民有地も買う見通しなのかとの問いに、今回購入する土地の西側については、地主からは、借地という形態であれば今後も協力させていただくと伺っているとの答弁。

借地ということで、病院の用地としては問題はないのかとの問いに、今回購入させていただく土地は、建物が建設される予定と伺っている。その西側の土地については、上物が建つ予定はないとの答弁でした。

議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）、議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）、議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）、議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）、議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）、議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）、議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）については、いずれも質疑ありませんでした。

陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、教育・学習支援の取り組みについては、生活困窮世帯の児童・生徒に「ステップ」、「あすたか」を実施している。子ども食堂の支援についても実施している。よって、この陳情には反対との意見。

他の委員より、「介護保険への国庫負担を増やして」とあるが、ふやすということは、他のサービスを見直さなければならず、全体のバランスの中で見直す議論が必要。よって、本陳情には反対との意見。

他の委員より、「安心できる介護保障について」ということで、介護保険や利用料、基盤整備など全て理解できる。生活保護についても理解できる。よって、本陳情には賛成との意見。

陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情について、委員より、これまで高浜市が築いてきた豊田会との協力体制を根底から覆すことになる。高浜市から豊田会の撤退を意味しており、ベッドを持った病院が市内から消えることになる。よって、本陳情には反対との意見。

他の委員より、高浜市の医療をどうするかという議論なしに、各論の部分で反対、賛成というのはいかがなものかと思う。よって、反対との意見。

他の委員より、最初の協定書には、現在の病院を移譲するときに10年以上運営していただけるとある。よって、この陳情には賛成との意見。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第64号、第65号、第66号、第67号、第68号は、挙手全員により原案可決。

議案第69号は、挙手多数により原案可決。

議案第72号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号は、挙手全員により原案可決。

陳情第12号及び第14号は、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月14日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情について、委員より、中央公民館は、平成26年度に策定した公共施設あり方計画（案）、平成27年度に策定した公共施設総合管理計画において、機能移転する施設として位置づけられている。また、公共施設総合管理計画では跡地活用方針が示されており、基本的な考え方として、施設の総量圧縮により生じた資産については売却、貸付などの方法について検討することとしている。したがって、中央公民館の跡地利用については、売却か貸付という方法について検討することとしていることから、市民の参画で進めることはできない跡地だと考えている。よって、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、中央公民館の廃止は、そもそも高浜市の将来の財政負担を見通し、公共施設の総量を圧縮し、機能集約を行って、その上で小学校区を単位としたまちづくりを行う目的の一環である。跡地利用に多額の費用をかけることは、この目的に逆行するもので、案とはいいながら、跡地に音楽発表会ができるホールなど、よい案が出てくるとあるが、中央公民館を解体して、またホール機能のある施設をつくることは、到底、市民の理解を得られるものではない。よって、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、市民参画を否定するべきものではないが、あくまで高浜市全体を見て跡地をどのようにしていくのかということが議論できるならよいが、陳情の中身は、自分たちの使い勝手のいい、個人の趣味とかそういうもので使えたらいいという議論に推移している。高浜市として将来に向かってどうしていく、これをしっかりと当局が説明し、その上で進めていくべき。よって、この陳情には反対との意見があり、他の委員からも同趣旨の反対意見がありました。

また、他の委員より、今まであり方計画や総合計画で機能移転する施設として決めてあると言われているが、そもそもそこで市民の意見が十分聞かれていないことが、昨年の住民投票にまで発展したことだと思っている。高浜市自治基本条例第4条の第1号に、「議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います」と、また、第2号や第3号には、「市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います」、「市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います」と定められている。このようにすばらしい基本条例があっても、条例どおりにできていないということが問題だと思う。よって、この陳情には賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情について、挙手少数により不採択。

以上が、公共施設あり方検討特別委員会に付託された陳情に対する審査の結果であります。

続きまして、報告及び連絡事項について御報告させていただきます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定結果について。

本事業の事業者選定については、本年5月10日に、企業会計その他マネジメントに関し専門的な知識を有する者、建築技術等に関して専門的な知識を有する者、地域スポーツに関し経験・知識を有する者、副市長、教育長の5名で構成する勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定委員会を開催し、以来11月15日までの約6カ月間にわたり、事業者選定基準等について審議を重ねるとともに、応募者の事業提案について厳正かつ公正な審査を行った。そして、4回目となる11月15日の選定委員会において最優秀提案事業者の選定をし、その結果を市長に報告し、それを受け優先交渉権者を決定した。

審査・選定方法では、募集要項のとおり資格審査、基本的条件の適合審査、提案内容の審査の3段階に分けて実施をし、選定委員会において、提案内容の審査に係る書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

審査は、審査基準書に掲げた水泳指導、テニスコート、まちづくりへの寄与、コスト・事業の安定性の4つの観点について、合計14項目の審査を行い、各委員の採点結果の平均値が、満点の

135点の6割である81点に満たない場合については、選定対象外とすることとした。

審査結果については、本事業に提案があったのは1グループであったが、水泳指導については、40点満点中32.2点で、割合は80.5%。テニスコートについては、15点満点中11.2点で、割合は74.7%。まちづくりへの寄与については、20点満点中の14.4点で、割合は72.0%。コスト・事業の安定性については、60点満点中の49.4点で、割合は82.3%。合計点数は、135点満点中の107.2点で、割合は79.4%であった。また、提案内容は、市の提示した要求水準を全て満たしていることから、最優秀提案事業者として選定された。

次に、審査講評については、まず、水泳指導については、必要に応じてインストラクターの人数をふやす等、特に初心者・初級者向けの指導が充実しており、児童・生徒だけではなく、インストラクターの指導を参考にすることで、教員の指導に関しても技術的向上が期待できた。

テニスコートについては、現南テニスコートの利用に近い形での運営が期待できるほか、自主事業として、他で実績のあるテニススクールを開催する等、稼働率を高める工夫に取り組むことにより、テニスコート運営の収支バランスに努めていこうという姿勢は評価できたが、利便性については課題があるとしている。

また、まちづくりへの寄与については、屋内温水プール、テニスコートのほか、マシンジムやスタジオを併設し、自主事業の展開やテニス大会の受け入れなど、市民のスポーツ拠点としてふさわしい提案となっていることは評価できたが、一方で、三州瓦の活用についての課題も指摘がされている。

コスト・事業の安定性については、水泳指導の委託料、テニスコートの利用料について、学校プールのライフサイクルコストや近隣市の民間事業者が運営をするテニスコート利用料と比較し、市の想定より安価な金額が提案されており評価できることや、事業の安定性については、同業他社と比較して業界平均水準の範囲にあり、特に問題なく、長く安定したサービスが提供できることが期待できたとしている。

選定委員会から最優秀提案事業者としての選定を受け、市において優先的に協議をする相手である優先交渉権者として決定した事業者は、維持管理・運営業務を担う、岐阜県多治見市の株式会社コパンを代表企業とするグループで、構成企業は、設計業務を担う名古屋市の株式会社岸設計及び施工業務を担う名古屋市の栗本建設工業株式会社となっている。

今後の予定は、本日、事業提案者へ選定結果を通知するとともに、市公式ホームページで公表し、報道機関へも情報提供する予定。

また、審査講評の中にもあるように、課題もある。今後、優先交渉権者と協議を行い、協議が調べば、平成30年2月までに事業の進め方等に関する基本的な考え方や遵守事項などを定めた基本協定を締結。さらに、事業内容の詳細について協議し、協議が調べば、平成30年3月までに事業契約を締結する予定となる。

なお、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事については、平成30年5月31日までを工期としており、工事終了後、事業者により施設の建設工事が始まり、平成31年4月より事業開始の予定となっているとの報告がありました。

次に、質疑であります。委員より、応募が1者ということだが、競争の原理は働いていたのかとの問いに、事業者に対しては、ヒアリングの通知を行う際に、通知番号が1者とわからないように、ランダムに振る形で行ったので、競争原理は働いていたと考えているとの答弁。

同委員より、跡地活用でとりあえず優先交渉権者が決まったということであり、スポーツ拠点施設としてどのようなものができ、学校の水泳指導、テニスコートの料金がどうなるのかというのは、まだ提案段階でわからないということに理解するが、建物のイメージパースや図面など、どのような拠点ができていくのかという市民がイメージしやすいものはいつ出てくるのかとの問いに、現段階ではあくまで優先交渉権者が決定したということにすぎない。跡地活用事業の事業者自体が決定したということではないので、今後、基本協定の締結ができたときには、事業契約の締結に向けて協議を進めていきたいと考えている。また、提案内容は、事業者のノウハウに関する部分があり、仮に万が一契約に至らなかった場合、そのノウハウが流出することは当然好ましくない。契約締結に至るまでは、学校の水泳指導の委託料、あるいはテニスコートの利用料、どのようなスポーツ拠点ができるといったイメージパースや図面等を示すことはできない。基本協定締結後あるいは事業契約締結後であればどの部分を示すことができるのか、事業者と協議をしていくとの答弁。

他の委員より、金額については、市の想定より安価ということだが、現状値は出せるのではないか。その数字についてはしっかりと持っていると考えていいのかとの問いに、テニスコートの利用料では、一般のテニススクールでは、大体相場が1面1時間1,500円以上はかかるのではないかとことをつかんでいる。プールについては、高浜小学校のプールを更新した場合、プールに係るライフサイクルコスト、撤去費とか建設費、そして定期的な大規模な修繕、そして日常的な維持管理費を含めると、750万円から800万円という数字に近いものになると考えている。当然、その数字を下回れば、コスト的なメリットがあると考えている。

また、先日、福祉文教委員会の行政視察で、千葉県佐倉市が先行して民間プールを活用した水泳指導を行っているが、2校で実施し、合わせて910万円という数字が提示された。これを1校当たりに照らし合わせると、水泳指導だけで約450万円という数字になる。こちらも非常に参考になる数字であると考えているとの答弁でした。

同委員より、この10年間、高浜小学校のプールの維持管理費、修繕、水道料等、ランニングコストがどうかかっているのかとの問いに、維持管理コストについては、大体、維持管理、薬剤とか水道代で年間180万円程度、電気代が年間30万円程度、合わせて210万円程度かかっている。小規模な修繕ということでは、年度によって変わってくるが、年間、高浜小学校1校当たり50万円か

ら80万円程度、それを含めると260万円から290万円程度、年間の維持費がかかっているとの答弁でした。

同委員より、要求があれば出せるようにしていただき、バックデータがある上で進めていただきたいがとの問いに、プールでの実績値を明らかにしてほしいということであるが、プールのライフサイクルコストには、施設を建てて、途中で大規模な修繕をして、解体するまでの施設ライフサイクルコストがある。もう一つ、運営ライフサイクルコストがあり、これは日常的な維持管理費である。運営ライフサイクルコストについては実績として持っているので、この部分についてもお示しができる。しかしながら、施設ライフサイクルコストについては、他市の事例などを想定してということになるとの答弁でした。

報告は以上であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） おはようございます。

議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第69号は、民間保育園管理運営事業で翼幼保園の産休・病休代替職員の補助金や、児童クラブの職員の最低賃金が上がったことによる賃金の上乗せが計上されています。これは評価できますが、地域医療振興事業の公有財産購入費で湯山町六丁目の7-2、7-3の土地が1億306万4,000円計上されています。これは、高浜分院が中央公民館跡地に移転新築されるに従って、覚書にあるように、移転新築される用地は全て高浜市が確保することとなっているからです。一民間病院へこれまで8年間で約28億円という多額の費用を補助して、移転新築すると、また移転新築費補助金20億円、経営基盤強化補助金3億円、建屋用地は5年間無償貸与、6年目以降は有償貸与ではありますが3分の2減免など、至れり尽くせりです。高浜分院の移転新築を行うための用地を確保するために購入する今回の予算には賛成できません。

以上、理由を述べまして反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議案第69号について、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出3,123万5,000円の追加補正ですが、市政運営について必要な額であると認めます。

中でも、中央公民館跡地の土地購入ですが、高浜市立病院の民営化以降、高浜市と医療法人豊田会は互いに協力をして病院機能を守り、継続してきました。このたびの刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に当たっても、一般病床の導入、訪問看護ステーションの機能強化、在宅復帰に向けたリハビリテーション機能の充実など、今後見込まれる高齢化を見据え、診療体制が充実すると聞いております。住みなれた地域で安心して暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの構築に当たっても、高浜分院は欠くことのできない大切な医療資源であると言えます。そのため、土地購入は安定したこの機能を維持するのに欠かせないものであると考えます。

よって、議案第69号について賛成といたします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 陳情第11号、第12号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、一括して賛成討論させていただきます。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者森谷光夫さんより提出されたもので、どちらも社会保障の施策拡充についての陳情です。

安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心課題として、社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められており、骨太方針2017、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと」地域共生社会に向け、自立や共助を前提に、地域丸投げの地域づくりが強調されています。一方で、限界を超える医療、介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。その中で、国民健康保険税の問題、税の滞納の問題、福祉医療制度の問題、介護保険の問題、子育て支援の問題等、社会保障の施策を拡充してくださいという陳情ですが、市政クラブは引き下げるために法定外の繰り入れはするべきではないとの反対意見でした。しかし、ほとんどの自治体で、これまで法定外の繰り入れを行ってきました。これは、保険税が払えないほど高くなってきただけで、無関係ではありません。社会保障である国民健康保険の国庫負担が、以前は約50%負担していたものが、現在は30%ほどで、国庫負担が引き上がらないために保険税が高くなり、各自自治体が繰り入れを行ってきたのです。広域化すると、将来は一般会計の繰り入れはしない方針のようではありますが、保険税が高くなり、それでは困ると、国は保険税の引き上げを緩和せよと言っているくらいです。介護保険料についても、第7期の介護保険料は、一般会計からの繰り入れ

や、基金の取り崩しによって引き下げてくださいとありますが、当初から比べると約2倍にも引き上げられ、年金の1割も負担しなければならない方も多く、保険料を払って介護なし、これでは詐欺だという声さえ出るほどです。

反対意見で、介護保険料を国が負担をふやすと、ほかのサービスで減らさなければならなくなるという意見も出ましたが、国は、法人税を引き下げて消費税を上げると言っています。それでは国民の生活はますます厳しくなりますし、格差が広がってしまいます。ですから、介護保険は国がもっと負担するべきです。介護保険制度が始まる以前は、国は50%負担していたのが、今現在25%弱になっています。

また、就学援助の入学支援金についても、入学前に支給しなければ父母は難儀をして入学準備をしなければならず、新学期開始前に支給されるよう要望しています。

以上、どの項目についても施策拡充が必要であると考え、賛成いたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 7番、柴田耕一議員。

〔7番 柴田耕一 登壇〕

○7番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第11号、陳情第12号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、市政クラブを代表し、反対の立場で討論させていただきます。

陳情書及び意見でも言われましたけれども、介護保険料及び使用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してくださいということについて、高浜市は介護保険料については基金の取り崩しを見込んで算定されております。所得段階は、県内トップの16段階、また、低所得者段階の倍率も国と同率もしくはそれ以下に設定されており、低所得者への対応はしっかりとされているものと考えていますので、この陳情には反対をいたします。

〔7番 柴田耕一 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情について、賛成討論いたします。

本陳情は、高浜市呉竹町六丁目1-47、加藤たみ子さんより提出された陳情で、中央公民館の跡地利用は、市民の声をしっかり聞いて進めてくださいという陳情です。

高浜市には、自治の仕組み、制度の基本を定めた高浜市自治基本条例があり、その条例に基づいて市民の声が反映されることを要望している陳情です。

反対意見として、あり方計画でも、機能移転する施設として定めてある。また、跡地利用はあったらいいなという思いであり、高浜の医療をどうするというものがないので賛成できないとい

う意見などありましたが、行政主導の計画であり、高浜市自治基本条例に書かれているような、市長、議会、市民の3者が納得のいく計画とはなっていません。

中央公民館跡地は、高浜市の中心に位置し、立地的にも恵まれているところです。高浜市自治基本条例第6条には、「子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります」と書かれていますが、中央公民館跡地活用には、子供の意見は十分反映されてはいません。行政や議会主導ではなく、このまちに住んでいる、住み続けている市民の声を反映して、住んでよかった高浜市にするよう、本陳情を採択されるよう求めて、賛成討論を終わります。

次に、陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情。本陳情は、新日本婦人の会高浜支部代表斉藤喜代美さんから提出された陳情です。陳情の中で、住民投票を行ったけれども開票はせず、市民の声は聞かないまま計画は進んでいます。仮に高浜分院が移転新築されることになった場合に、どのような内容で、どれだけの費用がかかるのか、経費の内容も公開されず、一民間病院に多額の費用をつぎ込むことになるのは認められません。市民に十分な情報公開を行うよう求めています、この点でも不十分なままです。

反対意見として、住民投票の50%条項で開票されなかったことをとって、市民のルールがあったからとの意見がありましたが、開票しなかったことは確かであり、条例の提案者である市の啓蒙活動など不十分であったこと、さらに、その後どんな方法でも市民の意見を聞く必要があったと考えます。

高浜市立病院から刈谷豊田総合病院高浜分院へと移譲してから、協定書では、北棟を建て直しの際は20億円補助をするとのことでありましたが、移転新築に話が変わってしまいました。補助金も約28億円もつぎ込み、今後、移転新築費20億円、経営基盤強化補助金3億円、建屋用地は移転後5年間は無償貸与、6年目以降は有償貸与とするが3分の2減免、移転用地を市が確保するなど、至れり尽くせりの方針です。

市民が望んでいるニーズに合った診療がされないまま補助金を続けていけば、刈谷豊田総合病院高浜分院として一刻も早く赤字を解消しようという気にならないのではありませんか。

以上のような理由で、覚書は破棄し、協定書の締結はしないことという本陳情に賛成いたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、陳情第13号、こちらは呉竹町6-1-47、加

藤たみ子さんよりの陳情、中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情についてと、陳情第14号、新日本婦人の会高浜支部代表斉藤喜代美さん、こちらは論地町1-11-10、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情について、市政クラブを代表させていただきまして、反対の立場で討論させていただきます。

第13号ですが、中央公民館につきましては、平成26年度に策定した公共施設あり方計画（案）、平成27年度に策定した公共施設総合管理計画において、機能移転する施設として位置づけられています。

公共施設総合管理計画では、跡地活用方針が示されています。そこでは、基本的な考え方として、施設の総量圧縮により生じた資産については、売却、貸付などの方法で検討するとしています。つまり、この場合、中央公民館の跡地ということになりますが、売却か貸付などの方法で検討するという選択をするということになります。したがって、中央公民館の跡地は、市民の参画で進めるということとはできない案件だと考えています。そういったことも踏まえ、夏の市長選挙で、市長も市民の皆様により負託されて現在の市政運営が行われていると考えています。

高浜市自治基本条例には、自分たちのまちは自分たちでつくるという文章があります。それを受けて、高浜市公共施設総合管理計画の中にはこんな文章があります。大方針実現に向けての5つの柱、（3）市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント、①市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント、「高浜市公共施設マネジメント白書により、市民等にハコモノ施設の現状と課題を公表し、問題意識を共有することにより、市民サービスの受益者という立場だけでなく、サービスの供給者の視点で、行政と共に知恵を出し合ってハコモノ施設の利用率を上げるなどの体制を整備します」。私たちは、市民参画を決して軽んじているわけでも阻んでいるわけでもありません。

今後の公共施設のあり方を検討する上では、これまでの考え方から脱却した発想のもと、ハコモノ施設については、機能移転等による施設の総量圧縮を図った公共施設マネジメントを、また、インフラ施設については、メンテナンスサイクルを構築して公共施設マネジメントを行う必要があります。そのためには、市民と公共施設の実態に関する情報を共有し、問題意識を共有しながら推進することが重要であり、市民の皆さんも経営者の視点に立って考えることが求められます。また、民間のノウハウや活力を取り入れ、より効果的かつ効率的な公共施設マネジメントの実現を図ることが大切だと考えています。

よって、この中央公民館の跡地利用は市民参画で進めてくださいという陳情には反対いたします。

続きまして、陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情書についてですが、中央公民館は解体されました。それは、

住民投票がされ、住民の意見が投票という結果として結論が出た結果です。先ほど第13号の反対討論でも言い、繰り返しになりますが、そういったことも踏まえ、夏の市長選挙で、市長も市民の皆様により負託されて、現在の市政運営が行われていると考えています。

高浜市立病院の民営化以降、高浜市と医療法人豊田会はお互いに協力して病院機能を守り、継続してきました。このたびの刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に当たりまして、一般病床の導入、訪問看護ステーションの機能強化、在宅復帰に向けたリハビリテーション機能の充実など、今後見込まれる高齢化を見据え、診療体制が充実すると聞いております。住みなれた地域で安心して暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの構築に当たっても、高浜分院は欠くことのできない大切な医療資源であると言えます。

今回陳情のありました覚書の破棄及び協定書を締結しないということは、これまで高浜市が築いてきた豊田会との協力体制を根底から覆すこととなります。この陳情は、高浜市の医療をどうしていくんだという肝心なところがなく、各論のところ、つまり覚書を破棄及び協定書を締結しないことと言われても困ります。私たちは、高浜市の医療を守りたいと思っています。この陳情を賛成するということは、高浜市からの豊田会の撤退を意味しており、ベッドを持った病院が市内から消えることとなります。高齢化が進む中で、高浜分院の役割がますます重要になっていくことは明らかであるため、この陳情には反対いたします。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第62号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市職員定数条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第66号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第68号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第69号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第70号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第71号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第72号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第73号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第74号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第75号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第76号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第77号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第78号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第79号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第80号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第81号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第83号 平成29年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
次に、陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情について、公共施設あり方検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いた

しました。

次に、陳情第14号 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に関する覚書の破棄および協定書の締結をしない事を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時9分休憩

午前11時18分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

[14番 鈴木勝彦 登壇]

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、人事院勧告に基づき、先ほど可決されました議案第75号により引き上げられた高浜市議会議員の期末手当の支給割合を、諸般の事情に鑑み、現行の支給割合に引き下げる特例を定めるものであります。

全部改正の内容としては、平成29年度12月期の支給割合を100分の175から100分の155に引き下げるものであります。これにより、平成29年度の議員の期末手当の支給割合を3.3月分から2.95月分とするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとし、平成29年12月1日から適用することとするほか、附則第3項において、平成30年3月31日限りで、その効力を失うこととしております。

また、附則第2項において、今回の改正に合わせて、議員報酬等の根拠条例について定めてい

る高浜市議会基本条例の第21条に規定されている本特例条例の条例番号を改めることとしております。

説明は以上であります。

[14番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、御説明申し上げます。議案参考資料をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、議案第84号と同様、市長、副市長及び教育長の常勤特別職に係る期末手当の支給割合を引き下げる特例を定めるもので、本人からの申し出を受けてのものでございます。

常勤特別職の期末手当の支給割合につきましては、今定例会の議案第76号として上程させていただきました高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例第1条の改正により、常勤特別職に係る平成29年度12月期の期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に改定することとさせていただいたところでございます。

そこで、本案の内容でございますが、平成29年度における期末手当の支給割合の特例として、

今年度12月期の期末手当の支給割合を100分の175から100分の155に引き下げて適用することとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合を3.3月分から2.95月分とさせていただくものでございます。

附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、平成29年12月1日から遡及適用することといたしております。

最後に、本条例は、平成29年度の12月期の期末手当の支給割合の特例を定めるものであることから、附則第2項におきまして、この条例は、平成30年3月31日をもって、効力を失うこととしております。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） では、報告第9号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、住宅家賃等の支払いに係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、去る12月6日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により、議会に御報告申し上げるものでございます。

内容でございますが、相手方は市内在住の男性。訴えの内容は、滞納家賃73万3,000円、遅延

損害金の支払い及び訴訟にかかわる費用の請求並びに財産の仮執行宣言を求めるものです。

訴えの理由でございますが、相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらずこれに応じようとしなかったため、支払い督促を行ったところ、当該相手方から督促異議申し立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により民事訴訟手続に移行する必要があり、専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、11月19日付で相手方から月3万円の納付誓約が提出されたことに伴い、12月18日付で既に本件の訴えの全部を取り下げております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第9号は報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） お疲れさまでございました。

平成29年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本日の会議の冒頭において、柴田耕一副議長より、杉浦敏和議員への追悼演説がございました。杉浦議員は、高浜市議会議員として、3期10年余りの長きにわたり、本市の発展に御尽力されました。ここに立ちますと、地域活動に熱心に取り組み、地域の信望の厚かった故人の生前の人となりや、活動的で温かな笑顔が思い起こされ、改めて深い悲しみを感じております。

杉浦議員は、本定例会においても質問に立たれようと、あらん限りの気力を振り絞り、高浜市のため、最期まで満身の力を注がれました。それだけに、今ここに杉浦議員のお姿が見えないことに、その無念さは察するに余りあるものがございます。

杉浦議員の市政への情熱と使命感にあふれた志を、たすきをつなぐようにしっかりと引き継いでまいることをお誓いするとともに、生前の多大なる御功績をしのび、もって哀悼の言葉にかえたいと存じます。

さて、去る11月28日から本日21日までの24日間にわたり開催されました本定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案23件につきまして、全案件とも原案のとおり、御意見、あるいは御可決を賜り、また、報告1件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御提案に対しまして、今後の予算執行及び現在進めております平成30年度当初予算編成の参考とさせていただきます。

最後になりますが、ことしも残すところあとわずかとなりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても、また議員の皆様にとりましても飛躍の年になりますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって平成29年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月28日の開会以来、本日までの24日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本日、ここに、その全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、本日の冒頭、追悼演説をさせていただきましたが、去る12月7日に杉浦敏和議員が逝去されました。必ず復帰するんだという強い気持ちで闘病生活を送っておられました、願いかならず、残念な結果となってしまいました。

これで、高浜市議会は2名欠員となりました。議員の皆様方におかれましては、これまで以上に市民の負託に応えるべく、議員活動に邁進していただきますようお願いいたします。

最後に、年末年始を迎え、一段と寒さが厳しくなっております。皆様方には、くれぐれも御自愛いただきまして、すばらしい新年が迎えられることを祈念し、閉会の言葉といたします。

午前11時30分閉会
